

独立行政法人国立公文書館友の会規則

平成 27 年 9 月 1 日
最終改正 令和 7 年 2 月 21 日
館長決定

(目的)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館友の会（以下「友の会」という。）は、会員の独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）に関する理解と関心を深め、館と利用者、利用者同士の交流を推進し、これをもって特定歴史公文書等の利用の促進を図ることを目的とする。

(会員の種類及び会費)

第 2 条 友の会の会員（以下「会員」という。）は個人とし、その種類及び会費は次のとおりとする。

- 1 年会員 1,600 円
- 3 年会員 4,500 円

(特典)

第 3 条 会員の特典は、次のとおりとする。

- 一 館主催展示会の図録の無料送付
- 二 メールニュースの無料配信
- 三 館主催会員向けイベントへの招待
- 四 館主催イベントの優先案内
- 五 広報誌の送付等による情報提供

(入会)

第 4 条 会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式 1）によりその旨を申し込むものとし、あわせて、第 2 条に規定する会費を納付しなければならない。

2 前項の会費の納付方法は、次のとおりとする。

- 一 館の指定する窓口において現金を直接納入する方法
- 二 館の指定する銀行口座へ振り込む方法
- 三 館の指定するインターネット上の決済サービスによる方法

3 原則として、納付された会費の払戻しは行わない。

4 第 2 項第 2 号の手續に必要な費用は、会員になろうとする者が負担するも

のとする。

(会員証)

第5条 会員には、会員証（別紙様式2）を発行する。

- 2 会員は、第3条の規定に基づく特典のうち館が指定するものを受けるとき、会員証を提示しなければならない。
- 3 館は、会員から連絡用紙（別紙様式3）等により、会員証を紛失した旨の申出があった場合には、これを再発行することとする。

(会員期間)

第6条 会員期間は、第1期から第4期に区分し、それぞれ次のとおりとする。

一 1年会員

- 第1期 3月1日から翌年の2月末日
- 第2期 6月1日から翌年の5月末日
- 第3期 9月1日から翌年の8月末日
- 第4期 12月1日から翌年の11月末日

二 3年会員

- 第1期 3月1日から3年後の年の2月末日
- 第2期 6月1日から3年後の年の5月末日
- 第3期 9月1日から3年後の年の8月末日
- 第4期 12月1日から3年後の年の11月末日

(退会)

第7条 会員は、原則として連絡用紙（別紙様式3）により、退会する旨を申し出ることによっていつでも退会することができる。会員期間中に退会した場合、退会理由の如何に関わらず、会費は返還しない。

(申込事項の変更等)

第8条 会員は、住所、氏名等の申込事項に変更があった場合、原則として連絡用紙（別紙様式3）により、ただちに館に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、館は一切の責任を負わない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合、館は事前に通知することなく、ただちに当該会員を除名することができる。なお、これにより、当該会員又は

第三者に損害が発生したとしても、館は一切責任を負わない。

- 一 館の運営を妨害する行為があった場合
- 二 入会申込内容に虚偽があった場合
- 三 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- 四 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- 五 この規則に違反する行為があった場合
- 六 その他会員として不適当であると館が認める場合

(ボランティアガイド)

第10条 館は、会員を対象に、展示資料の解説等を行うボランティアガイドを募集し、応募した者の中から選考するものとする。

- 2 館は、前項により選考した者で、館の実施する研修を終了した者の中から、館が適当と認めた者をボランティアガイドに登録する。
- 3 登録期間は、前項の登録の日の属する年度の間とし、原則、4月1日から翌年の3月末日までとする。
- 4 ボランティアガイドが登録の継続を希望する場合、館による面談等を行うことで、その登録期間を更新することができる。
- 5 館は、ボランティアガイドが第1項の活動をする場合、活動費として1日1,200円を支給する。ボランティアガイドは、当該支給を辞退することができる。
- 6 ボランティアガイドはボランティア保険に加入するものとし、その経費は館が負担する。
- 7 ボランティアガイドが次の各号の一に該当する場合、館は当該ボランティアガイドの登録を解除することができる。
 - 一 ボランティアガイドが登録解除を申し出たとき。
 - 二 館の信用を損なう行為を行ったとき。
 - 三 前条各号の一に該当するとき。

(事務)

第11条 友の会に係る事務は館総務課が行うものとする。

(規則の改正)

第12条 この規則を改正する場合には、施行する日の2週間前までに、改正する内容及びその理由を公表するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成30年5月1日から施行する。

第2条 施行日前に発行した会員証は、その会員の期間まで使用するものとする。

附 則

この規則は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

国立公文書館友の会 入会申込書

新規入会希望の方は、太枠内をご記入下さい。
継続の方は、※がついている事項のみのご記入でかまいません。

入会区分(※)	<input type="checkbox"/> 新規入会 <input type="checkbox"/> 継続
申込プラン(※)	<input type="checkbox"/> 1年会員(会費:1,600円) <input type="checkbox"/> 3年会員(会費:4,500円)
支払方法(※)	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> オンライン決済
フリガナ(※)	
氏名(※)	
生年月日(西暦)	年 月 日
住所(※)	(〒 -)
電話番号	*日中連絡がとれる番号を記入してください。
E-Mail	

※ご記入いただいた個人情報は、友の会活動以外の目的に使用いたしません。

受付担当処理欄

入会受付	(西暦表示) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 来館 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール
会費納付	<input type="checkbox"/> 現金支払 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (振込日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> オンライン決済 (手続完了日: 年 月 日)
会員情報	期 受付者

別紙様式 2

表面

国立公文書館友の会会員証

会員氏名： ○○ ○○
会員番号： ○○○○○○○○○
会員区分： ○年会員
会員期間： ○○年第○期

----- . - - . - - .
~ ----- . - - . - - .

裏面

1. 関連イベント参加等の特典を受ける際には、本人確認のため、本会員証の提示が必要です。
2. 会員証の記載事項の変更、紛失、破損があった場合、また、本人以外の方が本会員証を拾得された場合には、下記までご連絡ください。

<国立公文書館友の会担当>

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2

TEL 03-3214-0621(代表)

※ガイダンスが流れますので「3」を押してください。

E-mail: member@archives.go.jp

横 8.5cm × 縦 5.3cm

国立公文書館友の会 連絡用紙

下記の事項にご記入ください。(※は必須記入項目です)

□欄は、いずれかを選んでチェックしてください。

内容(※)	<input type="checkbox"/> 登録情報変更 <input type="checkbox"/> 会員カード再発行 <input type="checkbox"/> 退会 <input type="checkbox"/> その他()
フリガナ(※)	
氏名(※)	
会員番号	
住所(※)	(〒 —)
電話番号	*日中連絡がとれる番号を記載してください。
E-Mail	

※ご記入いただいた個人情報は、友の会活動以外の目的に使用いたしません。

受付担当処理欄

受付日 (西暦表示)	年	月	日	受付者
------------	---	---	---	-----